

答 申 書

小牧市国民健康保険運営協議会

平成27年2月23日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市国民健康保険運営協議会
会長 早稲田 幸男

国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

平成27年2月23日付け26小保年第2098号にて当協議会に意見を求められたことについて慎重に審議した結果、小牧市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の課税限度額について

国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令の規定が改正された場合には、基礎課税額の課税限度額を現行51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行16万円から17万円に、介護納付金課税額の課税限度額を現行14万円から16万円に改める。